

鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した ICTシステム・機器の導入について

《制度の概要》

捕獲情報や処理加工、在庫・出荷管理などの情報管理を効率化するICTシステム、システムと連携できる機器類、関係する事務用品の導入に農林水産省の交付金（※1）を活用できます。

交付金の活用には、野生鳥獣被害対策の地域協議会を通じて費用の申請が必要です。

《ICTシステムについて》

ICTとは、情報通信技術のことで、インターネットを通じて情報を繋ぐことが出来るシステムです。

ICTシステムを活用することで、捕獲情報～加工処理、在庫・出荷管理までをインターネットを通じて一元的に管理することができ、情報管理の効率化が期待できます。

《交付金について》

- 上限金額：1市町村当たり350万円以内
- 補助率：定額
- 補助対象：① ICTの情報管理システム（システム自体）
② システムに繋がるわなやセンサー、金属検出機（※2）、計量器、ラベラー等の機器類
③ ICTシステムの管理に必要なパソコン等の事務用品
- 新たにシステムを導入する際の費用、システムの機能強化を実施する場合の費用、システムに繋がる機器類やシステム管理のためのパソコン等の事務用品の購入費用が補助対象となります。
- 2年目以降の通信費などの経常的な費用は、補助対象外となりますので、ご注意ください。



- ※1. 鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業の「ICTの活用による情報管理の効率化」）
- ※2. ハンディタイプの金属検出機は食品に使用できないものが多いため、金属検出機導入の際は、食品に使用可能なコンベア式の物の導入をご検討ください。